



環境省報道発表（例）

令和〇年〇月〇日（〇）

飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （疑い事例、〇〇県〇〇市）

<〇〇県同時発表>

1. 〇〇県〇〇市の飼養施設において令和〇年〇月〇日（〇）に死亡した〇〇〇 1羽について、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで〇例目の、飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。
3. この報告を受け、当該飼養施設の周辺 10 k m 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、引き続き野鳥の監視を行うとともに、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき自治体と適切な対応を講じてまいります。

<詳細は次ページ以降>

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査※		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例		〇〇県	〇〇市	死亡 飼養鳥 1 羽	〇〇〇		陽性	-	検査中	

※ 現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所で実施予定です。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_32.pdf)

以 上